



# 西部教育局からのお役立ち情報

## 今月のトピック紹介版

11月号



### 小学校生活科 各評価規準における具体的な児童の姿の想定 ～「知識・技能」について～

組織で支える「絆づくり」と「居場所づくり」

## いじめの重大事態について

### 【西部地域開催】 鳥取県エキスパート認定教員による 公開授業の御案内

このページより  
参加申し込みアクセス!

#### 【参加申し込み アクセス方法】

- ①教育センタートップページを開く
- ②「その他」の「エキスパート教員授業案内」をクリック!
- ③参観したい校種をクリック!
- ④一覧表に添付されている「ファクシミリ送信票」を開いて印刷
- ⑤必要事項を記入し、実施校の学校長宛てにファクシミリで直接送付

※公開授業ごとに実施日が異なるため、参加申し込みの締切日も異なりますので、御注意ください。  
※3年目、6年目研修受講者が参観する場合は、その旨を記入してください。



4月から毎月書きためてきた「思い出カード」を使って、いよいよ生活科の学習で「思い出すごろく」をつくります。すごろくが上手にできたら「知識・技能」の評価になるのでしょうか。

「知識・技能」においては、  
①気付きが自覚されること  
②個別の気付きが相互に関連付くこと  
③対象のみならず自分自身についての気付きが生まれることを  
**気付きの質の高まり**として見取ることが大切です。

例) 観点: 「知識・技能」 \* 「知識・技能」のうち、知識に関する評価規準(例)

①1年間の学校生活において、自分でできるようになったこと、役割が増えたことなどに気付いている。

## ☆具体的な児童の姿☆

- 一つ一つの「思い出カード」を読み返しなが、頑張った自分の姿を思い出している。
- 「思い出カード」に書かれた出来事について友達と話しなが、できるようになったことを確かめ合っている。

G児 初めての参観日、手を挙げて発表できたよ。幼稚園の頃は怖かったけど、小学校では体育の時間にジャンプできたんだよ。

「思い出カード」の記述や、それを介した友達との会話から、頑張った自分の姿を思い出したり、自分の変化や成長について捉えたりしているな。

複数の「思い出カード」をつなげて見なが、自分の変化や成長について捉えている。

ヤギの世話、初めは怖かったね。でも、ヤギランドで仲良くなれたな。

G児 だんだんお世話が上手になったよね。そういえば、昨日も発見したよ!エサの食べ方を見ていると、ヤギがどれくらい元気か分かるようになったんだ。

特にヤギの世話をしたことに関心をもって、関連するカードを何枚か並べなが友達と話し合っているな。ヤギと関わりなが世話の仕方が分かっていったことを思い出して、カードに書き加えたりもしているな。

G児は、自分の変化や成長について捉えなが、できるようになったことや役割が増えたことに気付いていると見取ることができます。さらに、お世話のみならず、ヤギの食事に関する新たな気付きを書き加えて、お世話が上手になった自分に気付いていると見取することもできます。このことから、「十分満足できる状態(A)」と判断することもできます。

単元の目標 第1学年 内容(9)「自分の成長」  
書きためてきた「思い出カード」をもとに「思い出すごろく」をつくって遊ぶ活動を通して、過去と現在の自分を比較し、自分自身が成長していることや様々な人が自分の成長を支えてくれていることに気付くとともに、これからの期待をもって意欲的に生活できるようにする。

小単元における評価規準は、「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料の「内容のまとめりごとの評価規準(例)」及び「具体的な内容のまとめりごとの評価規準(例)」(P73～)を参考に見てください。



\*「知識・技能」のうち、技能に関する評価規準については、学習指導要領解説生活編(P13～14)をご参照ください。

| 単元の評価規準     |   | 知識・技能   |  |
|-------------|---|---|--|
|             |   | 書きためてきた「思い出カード」をもとに「思い出すごろく」をつくって遊ぶ活動を通して、自分自身が成長していることや様々な人が自分の成長を支えてくれていることに気付いている。 |  |
| 小単元における評価規準 | 1 | ①1年間の学校生活において、自分でできるようになったこと、役割が増えたことなどに気付いている。                                       |  |
|             | 2 | ②友達と一緒に成長してきた自分自身や自分の成長を喜んでくれる友達の存在に気付いている。   |  |
|             | 3 | ③優しい気持ち、友達や家族への思いやりなど、内面的な成長に気付いている。  |  |



# 組織で支える「絆づくり」と「居場所づくり」 いじめの重大事態について

西部教育局  
お役立ち情報  
令和6年11月号

**【いじめの定義】** 「いじめ防止対策推進法 第2条」より  
「いじめ」とは、〈略〉当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第28条より、次に掲げる場合には、  
**いじめの重大事態**として対処することとなっています。

重大事態とは

- いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある  
⇒身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発病、自死を企図 等
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある  
⇒年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手
- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害を生じたという申立てがある  
⇒調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない

鳥取県いじめ対応マニュアル「いじめの重大事態から学ぶ」P44



重大事態は、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、  
**「疑い」が生じた段階で調査を開始**します。  
そこで、ぜひ参考にさせていただきたい資料を紹介します。

## いじめの重大事態の調査に関するガイドライン



令和6年  
8月改訂  
文部科学省

例えば

自分の学校の校内体制は整っているかな？  
確認できるものがないかな。



### 《確認》

チェックリストの活用で丁寧な対応へ

別添3

| いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト  |                          |
|--|--------------------------|
| ●学校における平時からの備え（p.6～7参照）  |                          |
| チェックポイント   | 注1                       |
| 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対応すべきかなどについて認識している。  | <input type="checkbox"/> |
| 実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。   | <input type="checkbox"/> |
| 学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。   | <input type="checkbox"/> |
| 学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。   | <input type="checkbox"/> |
| ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと  |                          |
| ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと   |                          |
| ・重大事態の中立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など   |                          |
| 校長のリーダーシップの下、生徒指導専任等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切 | <input type="checkbox"/> |

いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、調査すべき基本的な項目が明確にまとめられています。

## 鳥取県いじめ対応マニュアル「いじめの重大事態から学ぶ」



令和6年  
4月改訂  
鳥取県教育委員会

例えば

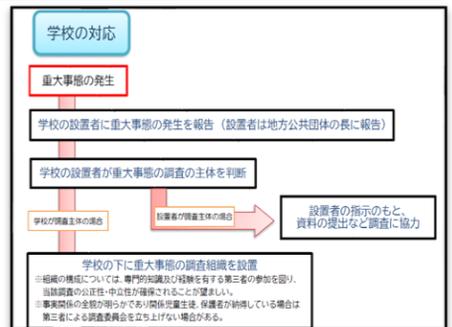
実際、適切な調査や、子どもと保護者に寄り添った対応はどのようにしたらよいのかな。



### 《対応》（公立学校の場合）

重大事態対応フロー図の活用

P46



学校設置者への発生の報告から、調査組織の設置、調査の実施、対象の児童生徒及びその保護者に対しての情報提供、必要な措置まで、対応が明確にまとめられています。



重大事態は、「疑い」が生じた段階で、法に基づく適切な対応が必要です。そのためにも、まずは、**組織で積極的にいじめの認知を行いましょ**う。そして、各学校のいじめ防止基本方針等を基に**組織で早期に対応できる校内体制を構築しておく**ことが重要です。

# 鳥取県エキスパート認定教員による 公開授業の御案内

チャンス!

優れた教育実践を行っているエキスパート教員の授業を参観することは、教育技術を学ぶとてもよい機会です。教科等の指導技術や児童生徒がいそいそと学ぶ環境づくり等、具体的な姿から指導のコツやポイントを学ぶことができます。ぜひ、御活用ください。

認定分野

「小学校 国語」

米子市立淀江小学校

米子市淀江町西原244番地2

●授業者 吉田 温子 教諭

授業日

11月1日(金)

10月31日(木)  
申し込み  
締め切り

●開催時間【受付】 13:30~13:45  
【公開授業】13:45~14:30 <<第1学年>>  
【研究協議】14:45~15:45

●授業内容【単元名】まとめてよぶことば  
・「なかまになることば」と「まとめてよぶことば」があることに気付かせる導入の工夫  
・1年生が意欲的に学習に取り組めるようにする仕掛け  
・自主学习につなげる手立て

認定分野

「小学校 特別の教科 道徳」

米子市立住吉小学校

米子市旗ヶ崎5丁目17番1号

●授業者 花井 康代 教諭

授業日

11月1日(金)

10月31日(木)  
申し込み  
締め切り

●開催時間【受付】 14:20~14:40  
【公開授業】14:40~15:25 <<第5学年>>  
【研究協議】15:40~16:50

●授業内容【単元名】みんなのために  
「米子の地に鉄道を-後藤快五郎-」  
・みんなのために働くことの意義と喜びについて考え、みんなのために進んで行動する意欲を育てる。  
・考え、議論する道徳授業  
・多面的・多角的に考える道徳授業

認定分野

「小学校 特別活動」

米子市立福生東小学校

米子市皆生5丁目18番地32

●授業者 千代 曜子 教諭

授業日

11月21日(木)

11月19日(火)  
申し込み  
締め切り

●開催時間【受付】 14:10~14:25  
【公開授業】14:30~15:15 <<第1学年>>  
【研究協議】希望があれば可能

●授業内容【単元名】「すっきりかたづけ大きくせん」  
・1年生は自律的な意識が育ち始める時期です。「整とんすることで気持ちよく生活できる」というよさに気付き、進んで自分の身の回りを整とんしようとする意識を高める取り組みをめざします。  
・学級活動(2)のごく基本的な流れで学習します。

認定分野

「小学校 算数」

米子市立福米東小学校

米子市東福原5丁目7番地1

●授業者 原 智子 教諭

授業日

11月26日(火)

11月22日(金)  
申し込み  
締め切り

●開催時間【受付】 13:20~13:35  
【公開授業】13:40~14:25 <<第5学年>>  
【研究協議】14:30~15:00

●授業内容【単元名】単分量あたりの大きさ  
・育成すべき資質・能力や児童の様相の明確化・具体化による、児童の学習状況に応じた指導・支援の充実  
・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた算数科の授業づくり

## 【参加申し込み アクセス方法】

- ①教育センタートップページを開く
- ②「その他」の「エキスパート教員授業案内」をクリック!
- ③参観したい校種をクリック!
- ④一覧表に添付されている「ファクシミリ送信票」を開いて印刷
- ⑤必要事項を記入し、実施校の学校長宛てにファクシミリで直接送付

※公開授業ごとに実施日が異なるため、参加申し込みの締め切りも異なりますので、御注意ください。

※3年目、6年目研修受講者が参観する場合は、その旨を記入してください。

このページより  
参加申し込みアクセス!

